令和５年度　鳥取短期大学

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例講座　募集要項

平成 24 年の認定こども園法改正に伴い、保育士資格の取得について、国により特例措置が設けられました。

これを受け、本学では幼稚園教諭免許状を所有しておられる方で、本特例措置を適用して保育士資格取得を希望される方を対象に、特例教科目に関する講座を開講します。

受講を希望される方は下記内容をご確認の上、お申し込みください。

１．受講資格

次の１）と２）のいずれにも該当すること。

１）基礎資格

幼稚園教諭免許状を有していること。

２）実務経験

次の学校・施設における実務経験が３年かつ４，３２０時間以上であり、施設の設置者から実務証明の発行が可能であること。**【３年特例】**

・幼稚園　・認定こども園　・保育所　・特別支援学校幼稚部　・へき地保育所 ・幼稚園併設型認定外保育施設 ・認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定の基準の集団により継続的に保育を行う施設）

※上記１）、２）の受講資格に加え、さらに**幼保連携型認定こども園において保育教諭等として２年かつ２，８８０時間以上の実務経験**を有する方は、**【幼保２年特例】**が適用されます。

※詳細につきましては「こども家庭庁　幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」をご確認ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei/

※実務経験の充足については、お申し込みの前に必ず勤務先、または勤務地の教育委員会等へご確認ください。（実務経験に関するお問合せには、本学ではお答えできません。）

２．開講科目および日程

科目名称	担当者	形式	単位数	日程	修得が必要な科目	
					３年特例	幼保２年特例
乳児保育Ａ	山村　裕子	演習	1	9月7日(木)	○	○
				9月8日(金)		
乳児保育Ｂ	山村　裕子	演習	1	9月11日(月)	○	
				9月12日(火)		
福祉と養護	青木　淳英	講義	2	9月14日(木)	○	○
				9月15日(金)		
				9月19日(火)		
				9月21日(木)		

※いずれの日も9：00～16：15を予定しています。

３．募集定員

各科目　８０名　（定員になり次第、募集を締め切ります。）

※受講申込みが５名未満の場合、開講いたしませんのでご了承ください。

４．会場

鳥取短期大学（鳥取県倉吉市福庭854）

５．受講料

１単位　１０，０００円（２単位科目の場合、２０，０００円）

６．申込期間

令和５年７月７日(金)～令和５年８月７日(月)必着

※申込期間前に書類をお送りいただいても、お受けできませんのでご注意ください。

７．申込方法

受講希望者は下記書類を郵送（簡易書留、受付期間内必着）にて提出してください。

① **保育士資格取得特例講座　受講申込書**（本学所定のもの）

本学ホームページよりダウンロードしてご利用ください。※郵送を希望される場合はご連絡ください。

https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10438

② **幼稚園教諭免許状の写し**（過去に本学で特例講座を受講した方は提出不要です。）

※旧姓が記載されている場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている戸籍抄本を併せてご提出ください。

③ **写真２枚**（縦４cm×横３cm、上半身正面を最近３ヶ月以内に撮影したもの）

※１枚は「①受講申込書」の所定の位置に貼付してください。もう１枚は裏面に氏名を記入して同封してください。

④ **切手460円分**（受講票等返送用・簡易書留扱い　140円+320円）

８．受講許可および受講料の納入について

１）受講許可

提出書類確認後、８月１０日(木)以降受講票を送付します。受講票の発送をもって、受講許可の通知とします。

２） 受講料納入

受講票とともに受講料納入についての案内を送付しますので、これに沿って期限内に納入してください。

※所定の期日までに入金がない場合は受講を辞退したものとして取り扱います。

９．個人情報の取り扱いについて

提出された個人情報については、鳥取看護大学・鳥取短期大学個人情報保護規程に基づく厳重な管理のもと、本件に関してのみ使用します。

１０．お問い合わせ・申込書類の提出先

鳥取短期大学　教務課

〒682-8555　鳥取県倉吉市福庭 854

℡　0858-26-1811（代表）

℡　0858-26-9166（教務課直通）

１１．その他

・修了後、希望者には幼稚園教諭免許状所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）を発行します。(別途手続・手数料が必要です)

・本特例措置は令和６年度まで有効であるため、その期間内に所定の単位を取得できない場合は、本特例措置を適用して資格取得することはできません。計画的に学習を進めてください。